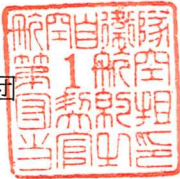


契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達 番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期間)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	同等品申請 提出期限
1	役務	1空施設 8-63	樹木診断(桜)	航空自衛隊 浜松基地	R9.1.29	R8.7.27	R8.8.7 12:00まで	R8.8.7 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実 施要領第5のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線7042 FAX053-472-7735 担当 神田

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携帯し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊	
	作成年月日	令和 8 年 7 月 2 2 日	
	仕様書番号	施設役務 8 - 6 0	

1 件名
樹木診断（桜）

2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊における樹木診断（桜）について適用する。
なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。

3 履行場所
航空自衛隊浜松基地

4 履行期限
令和 9 年 1 月 2 9 日

5 引用図書及び各種関連法規等
「街路樹の倒伏対策の手引き第 2 版」・・・国総研資料 1 0 5 9 号（平成 3 1 年 2 月）

6 役務内容

(1) 基地内に植生する樹木（桜）の健全性や不安全性について診断する。

(2) 診断を行う樹木の場所は、別図第 1 ～別図第 6 のとおり。

(3) 樹木診断を行う樹種等を下表に示す。

項 目	樹 種	地 区	数 量
樹木診断	桜	A - 1 地区	9 7 本
		A - 2 地区	9 3 本
		A - 3 地区	1 本
		B - 1 地区	1 4 0 本
		B - 2 地区	6 9 本
		C - 1 地区	6 5 本
		C - 2 地区	7 5 本
		合計	5 4 0 本

(4) 診断方法
樹木形状、活力状況及び樹体（地上部）の欠陥について診断する。

ア 樹木形状
樹高、枝張り、枝下高を測定するとともに、樹冠形状、樹体の傾きについて確認する。

イ 活力状況
樹勢、病中害の有無について診断する。

ウ 樹体（地上部）の欠陥
枝や幹、根株における空洞や腐朽、子実態（キノコ類）の発生、亀裂、不完全な結合、隆起、打音以上、樹体の揺らぎについて診断する。

(5) 診断結果

ア 樹木毎に診断カルテを作成する。また、樹木の状況等を取りまとめ、診断カルテ総括表を作成し報告する。

イ 診断カルテ総括表及び診断カルテは別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

ウ 異常や欠陥が確認された場合は、その状態に応じて必要な改善処置と理由を診断カルテに記載する。特に緊急で伐採や剪定の処置が必要な場合は、その旨を明記する。

エ 精密診断（健全度調査以上の診断）の必要性がある場合は備考へ記入する。

7 資格等

診断を行う者は次のいずれかに該当するものとし、資格証の写しを提出するものとする。

- (1) 樹木医又は、街路樹診断士の資格を有するもの。
- (2) 街路樹剪定士の資格を有し、樹木診断の実務経験を有するもの。

8 検査

現場の作業が完了し、本仕様書に記載された全ての書類の提出が完了した後、検査官及び契約相手方立会のもと官側の指定する場所にて書類検査を行う。

9 安全管理

契約相手方は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に安全確保を行い事故及び災害の防止に努めなければならない。

10 提出書類

- (1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の書類等を、監督官に提出する。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		必要数	
3	●	腕章		必要数	
4	※	臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	任意
6	●	工程表		1	
7		作業計画書		1	
8		使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	任意
9	※	打合せ書		1	
10		発生材報告及び発生材調書		1	定型
11		産業廃棄物管理票（A、B 2、D及びE票）の写し		1	任意
12	●	役務写真		1	
13	●	完成（完了）通知書	完了後	1	定型
14	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

- (2) その他の提出書類（※提出を求める場合）

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	診断カルテ総括表	完了後	1	定型（別表第1のとおりに。）
2	●	診断カルテ	完了後	1	定型（別表第2のとおりに。）

診断カルテ総括表

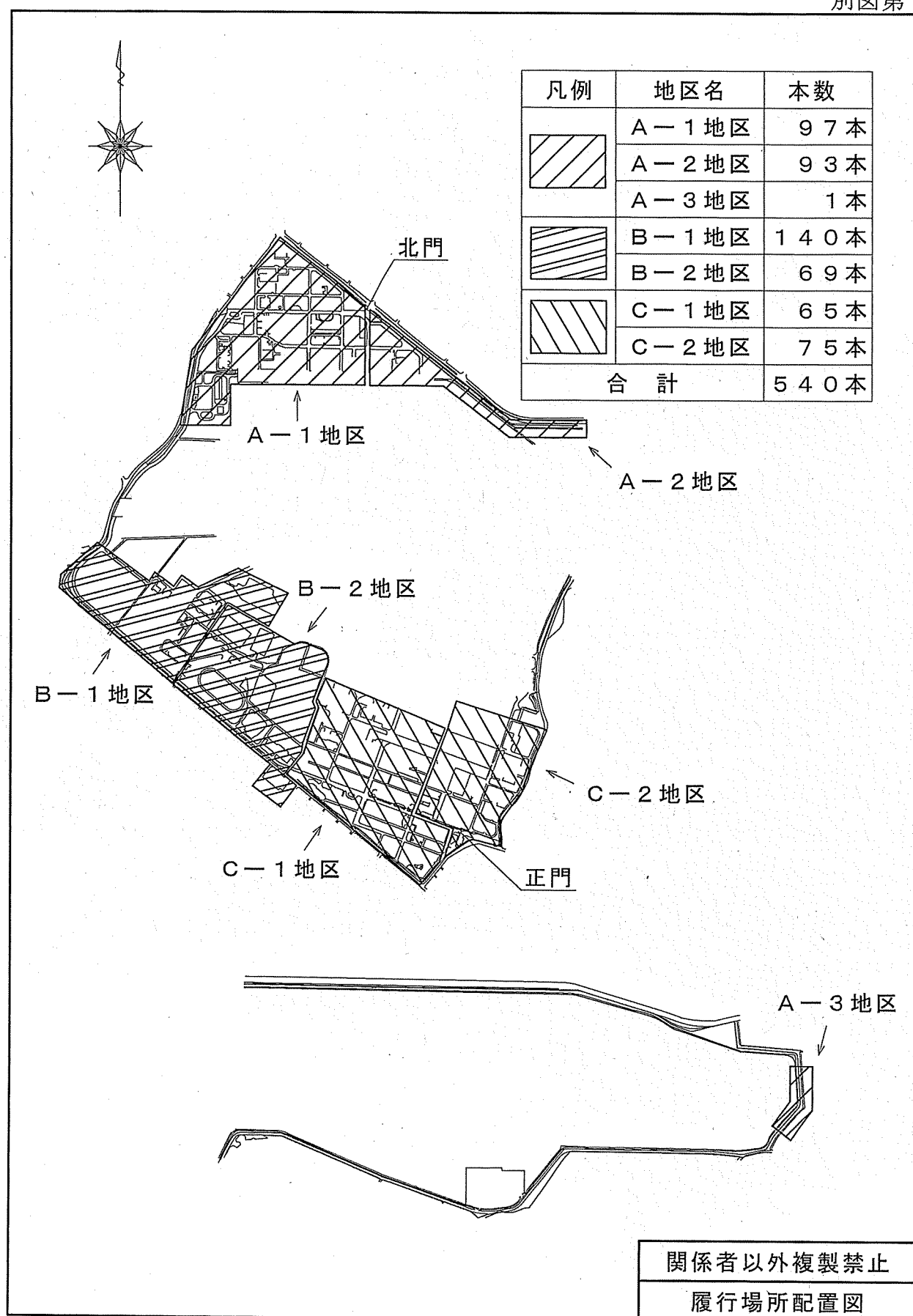
○○地区

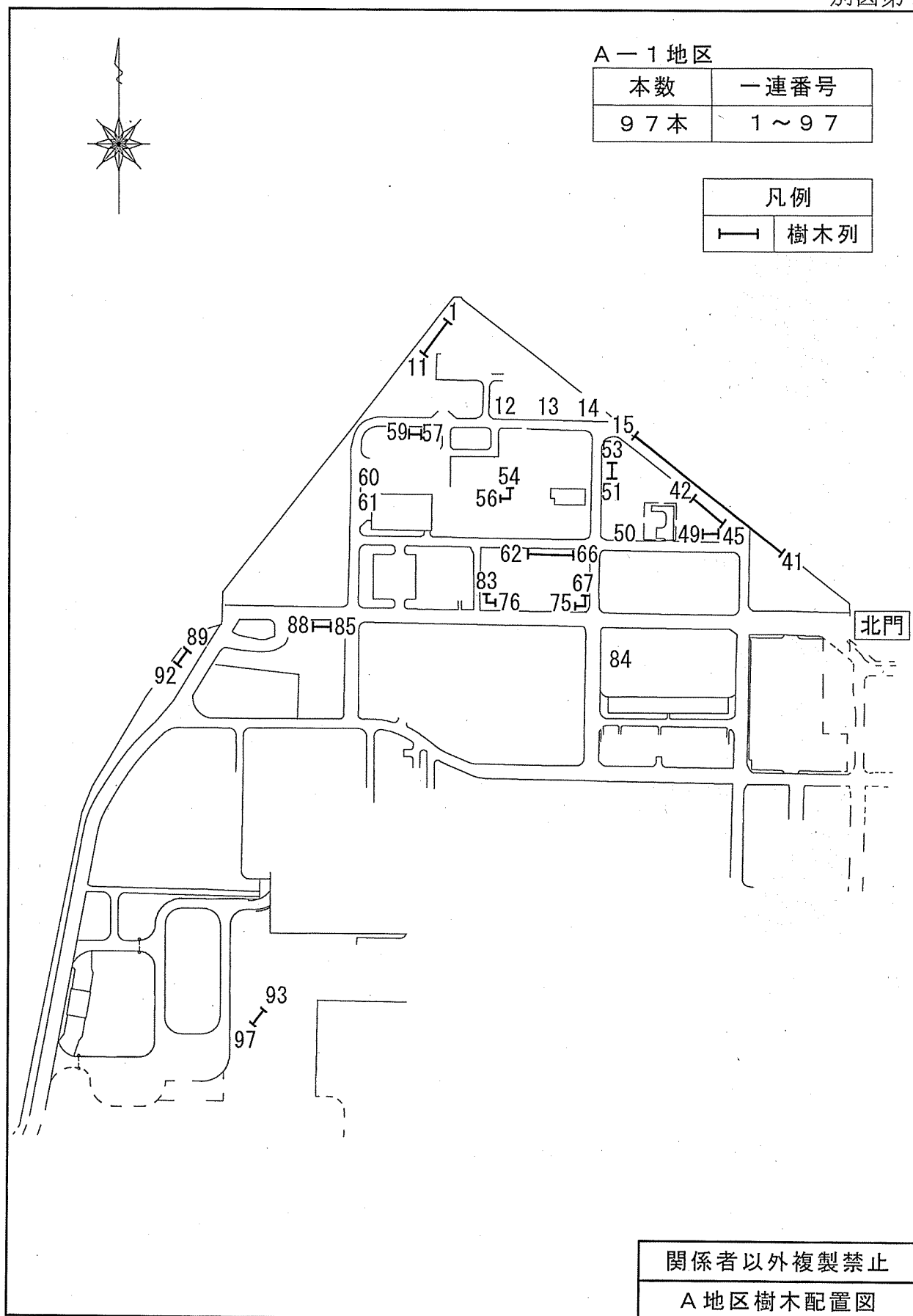
[illegible]

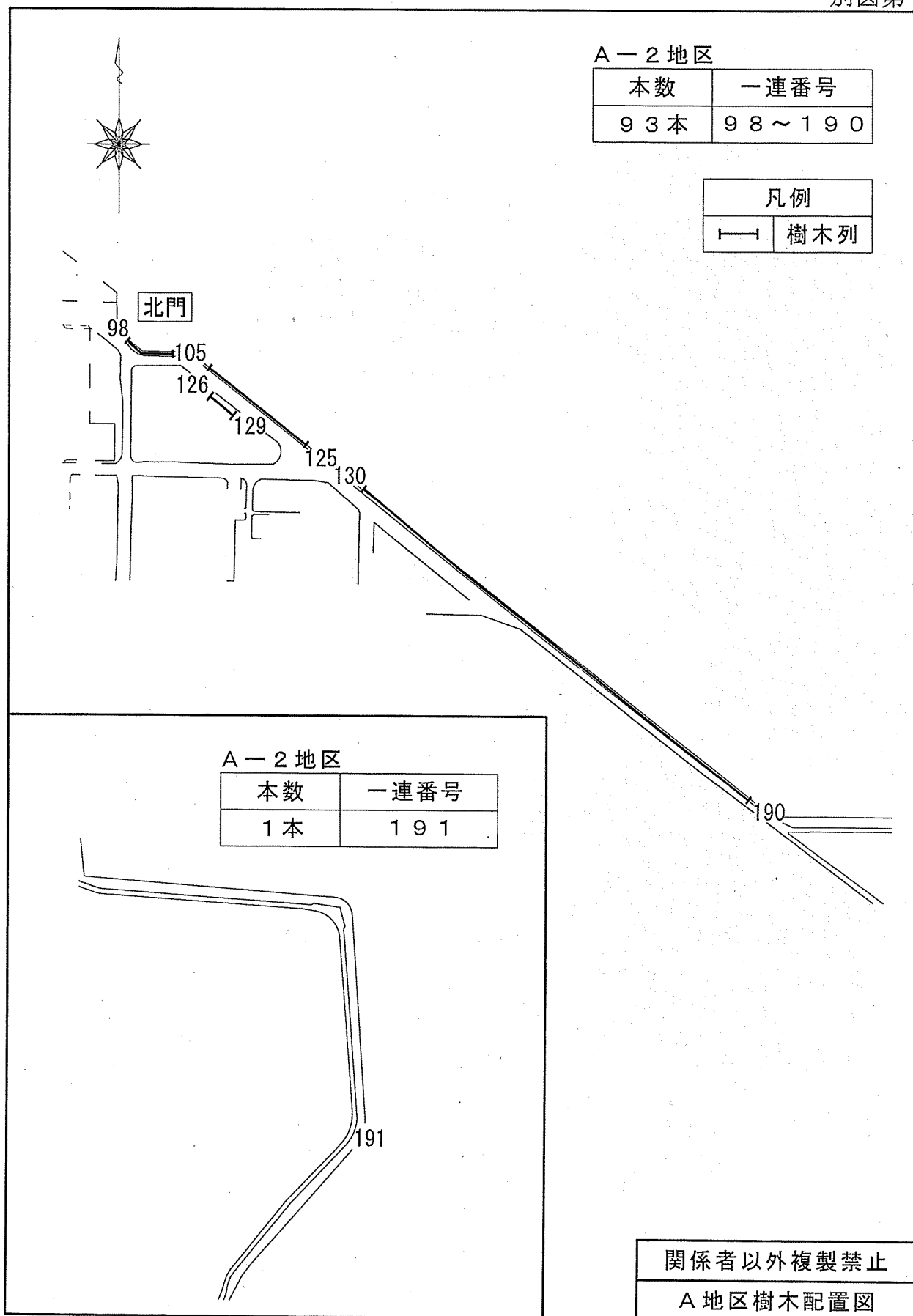
診断カルテ

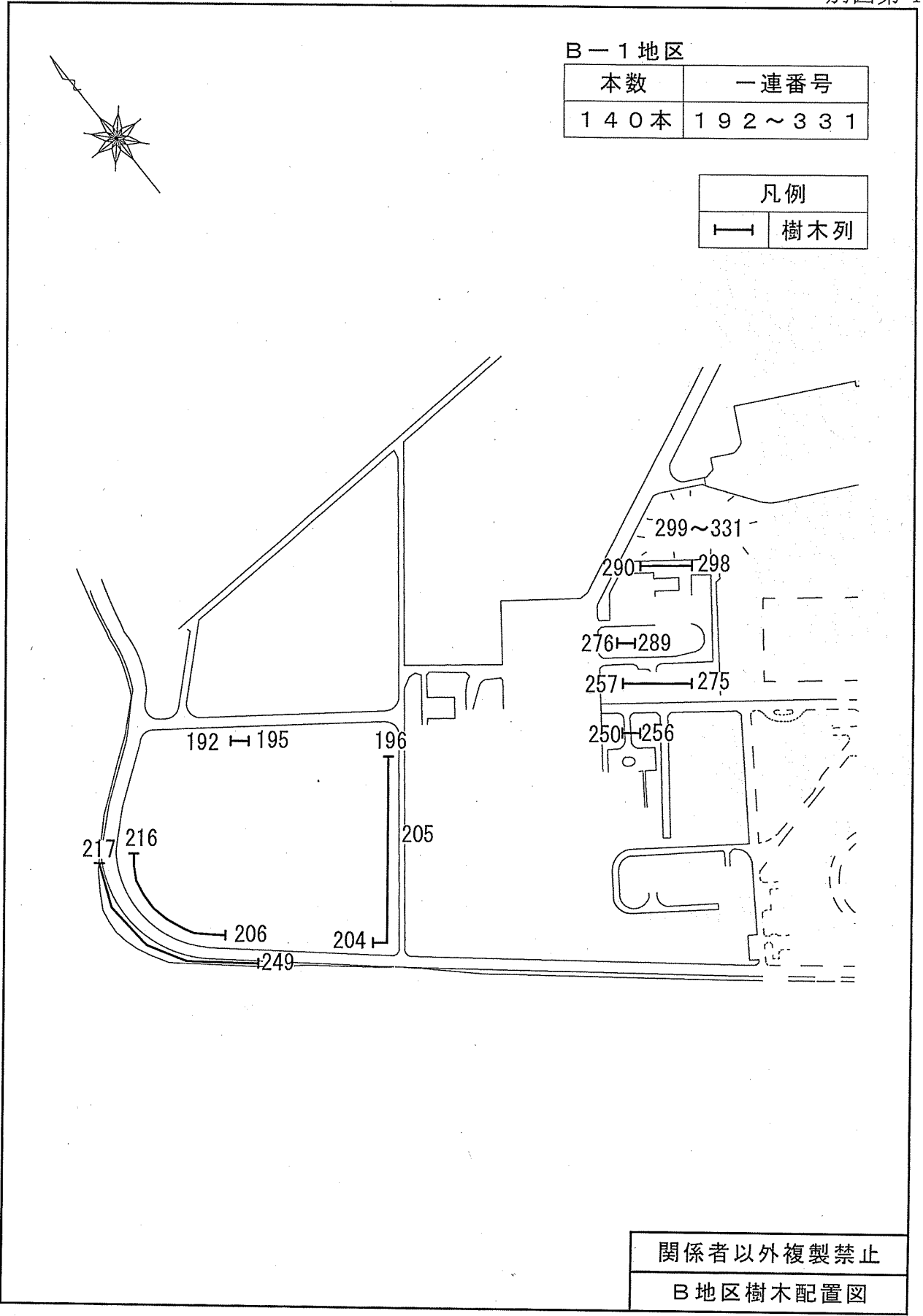
診断年月日： 令和 年 月 日				診断者：			
基本情報	地区・一連番号	地区・		全景写真			
	樹木番号						
	樹種名						
樹木形状	樹高			m			
	枝張り			m			
	枝下高	車道（地上）から		m			
	不自然な傾斜	無	有（安全・危険）				
活力状況	樹勢	A・B・C・D・E		評価理由			
	病虫害	無	有	病名・虫名			
欠陥	枯れ枝	無	有（部位： ）	数・枝径	本	cm	
	ぶら下がり枝	無	有（部位： ）	数・枝径	本	cm	
	空洞	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
	腐朽	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
	子実体(キノコ類)	無	有（部位： ）	種類			
	打診音異常	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
	亀裂	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
	不完全結合	無	有（部位： ）	状態			
	隆起	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
	樹体の揺らぎ	無	有（部位： ）	大きさ	大	小	
特異事項							
特異事項 の 写 真 又は スケッチ							
改善処置			理由				
備考							

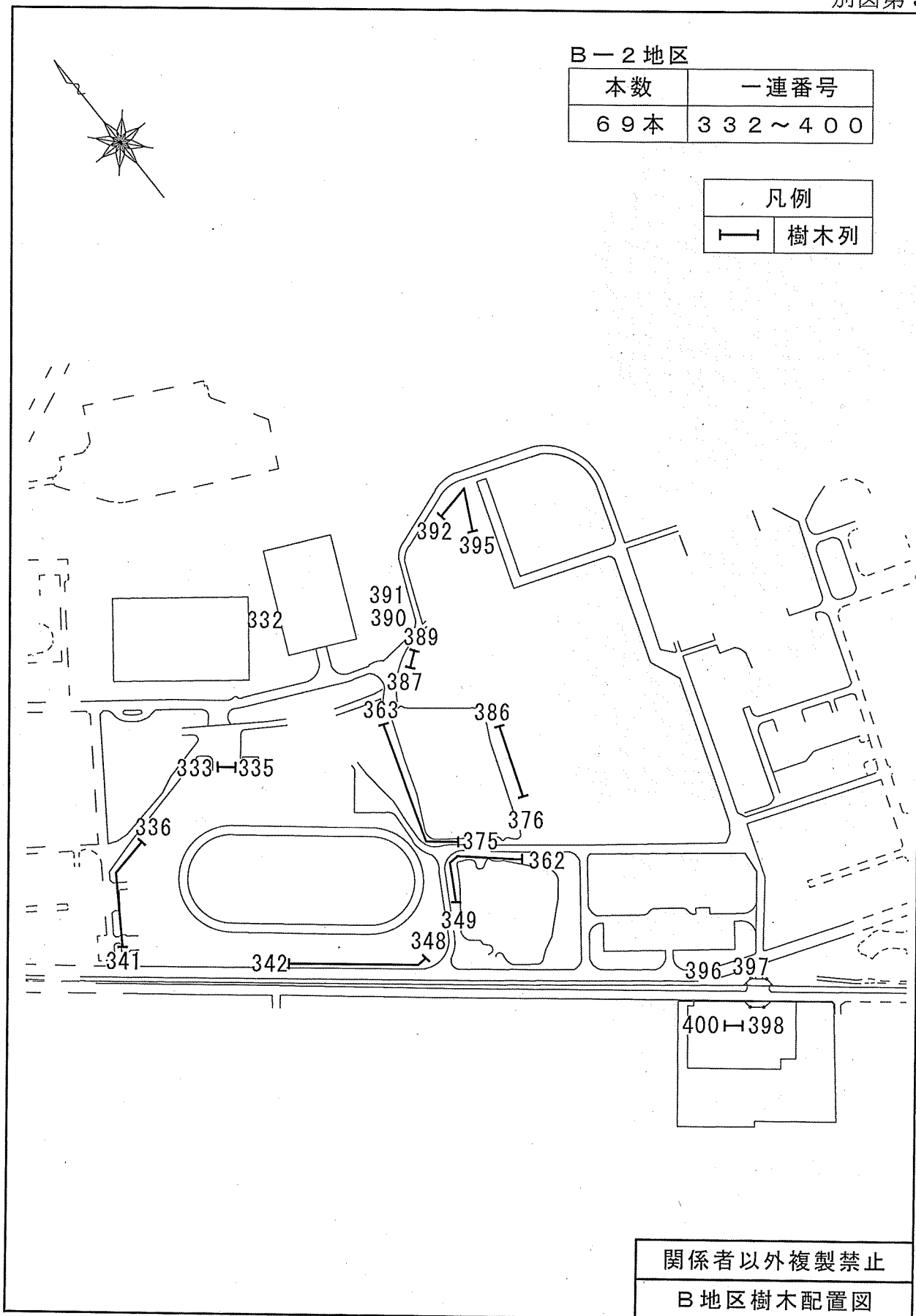
※評価基準、記載内容は街路樹の倒伏対策の手引き（国総研資料1059号（平成31年2月））による。

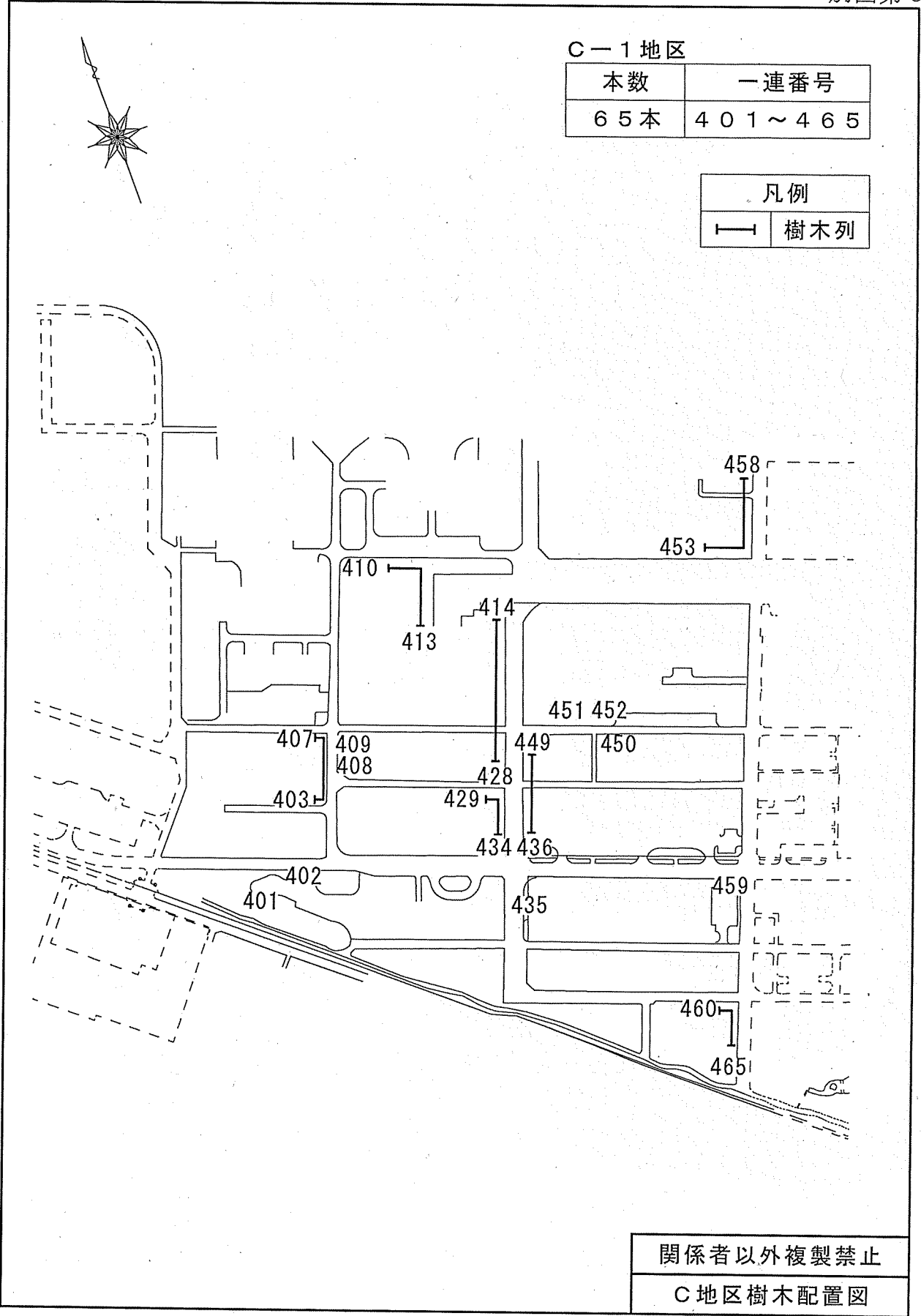


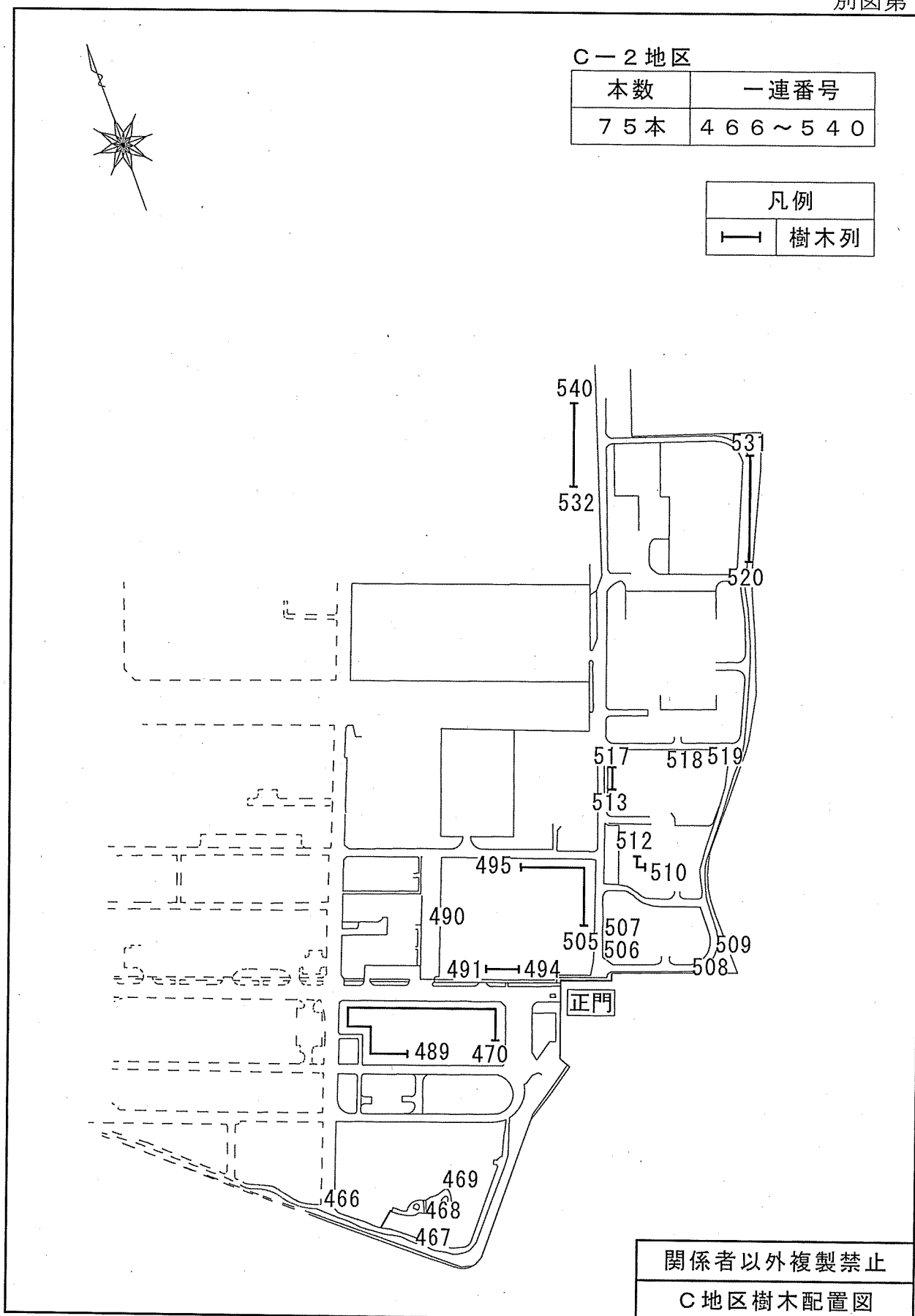












見積書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝

殿

申 込 者 住 所	
会 社 名	
代表者職位氏名	

印

履行期限		令和9年1月29日		履行場所		航空自衛隊浜松基地	
品 名 (件 名)	規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
樹木診断(桜)	仕様書のとおり		式	1			
	以下余白						
見積金額 ￥							
備 考(辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							